

令和元年 5 月

一般社団法人
高知県建設業協会
事務局長 様

四国地方整備局
適正業務管理官
淀井 邦啓

先日は、当整備局のコンプライアンスの取組および協力依頼の説明についてお時間をいただきまして、ありがとうございました。

別紙のとおり、協力のお願い文書を送付しますので、お手数をおかけしますが、貴所属会員のみなさまへのご周知をよろしくお願いします。

なお、何かございましたら、下記までお問い合わせください。

(送付文書)

1. 四国地方整備局が策定した新たな「コンプライアンス推進計画」の周知及びその取組についての協力のお願い
2. 事業者への皆様へお知らせ（チラシ）
3. 四国地方整備局コンプライアンス推進計画（2019 年度～ 2021 年度）
4. 四国地方整備局発注者綱紀保持規程

国土交通省 四国地方整備局
適正業務管理官
TEL 087-851-8061 (内線 2121)
URL:<http://www.skr.mlit.go.jp/>



国四整総第 1号
令和 元年 5月24日

(一社) 高知県建設業協会会長 殿

国土交通省
四国地方整備局長



四国地方整備局が策定した新たな「コンプライアンス推進計画」の 周知及びその取組についての協力のお願い

国土交通行政につきましては、平素よりご支援とご協力を賜りありがとうございます。

四国地方整備局では、高知県内における入札談合事案を受け、国土交通行政に対する国民の信頼確保及び公共工事に対する不正の再発防止のため、平成24年に「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、発注事務に係る綱紀及び公務員倫理の保持を目的に職員の意識改革等各種取組を実施してきたところです。このたび、今年度を初年度とする新たな推進計画を策定し、その充実を図ることとしています。

貴団体の会員各社の皆様と四国地方整備局とは、発注事務に関して密接な関係があることから、国民から疑惑や不信を招かないよう日頃からお互いに理解し、対応する必要があると考えております。そのため、四国地方整備局では発注者綱紀保持規程を制定し、事業者の皆様との対応ルールを定め、例えばその中で、事業者の皆様との対応はオープンな場所において複数の職員で対応することを徹底するとともに、執務室への自由な出入りを制限する取組を行っております。

四国地方整備局は、今後とも皆様とともに、四国地域の発展に不可欠な社会資本整備を推進していく所存ですので、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、引き続きのご理解ご協力を賜りますようお願いします。

つきましては、貴団体の会員各社の皆様に、本文書を別紙資料とともに周知していただきますとともに、四国地方整備局のホームページにも「コンプライアンスの取組」を掲載しておりますので、ぜひご覧いただければ幸いです。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 適正業務管理官

TEL 087-851-8061 (内線 2121)

URL:<http://www.skr.mlit.go.jp/>

事業者の皆様へお知らせ

四国地方整備局では、
発注事務に係る綱紀保持に努めています。

事業者の皆様には、ご理解とご協力を願いします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

●事業者等との応接方法(規程第5条)

原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応すること。

●事業者等からの働きかけの対応(規程第12条)

事業者等から不当な働きかけを受けたときは、記録・公表されます。

●執務環境の整備(規程第13条)

秘密の漏洩の防止を図るために、執務室への自由な出入りが制限されています。

＜執務環境の整備等の事例＞



入室制限の掲示



応接スペースの設置



書庫等による執務室の区分

＜問い合わせ先＞

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎

TEL 087-851-8061

(担当：適正業務管理官)

※詳しくは、四国地方整備局ホームページ
「コンプライアンスの取組」をご覧ください。

不当な働きかけは、記録・公表されます！

不当な働きかけとは

予定価格
を聞き出
す行為

入札参加
業者を聞
き出す行
為

技術評価
点を聞
き出す行
為

非公開の
情報を聞
き出す行
為

自社が提出した技術
提案書に対する評価
が他社より低い理由
を伺いたい。

それについては、非開
示となっており教える
ことができません。不
当な働きかけは記録・
公表されますよ。



(1) 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為（第一号）

- 例① 特定の事業者等が入札へ参加できるよう、分割発注の実施や予定価格の引き下げを要求する行為
例② 特定の事業者等が入札へ参加できるよう、競争参加資格要件の設定を要求する行為

(2) 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為（第二号）

- 例① 特定の事業者等が受注できるよう、発注方法を随意契約にするよう要求する行為
例② 特定の事業者等が受注できるよう、他の事業者等が参加できない競争参加資格要件の設定を要求する行為

(3) 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩要求行為（第三号）

- 例① 非公開又は公開前の予定価格を教えるよう要求する行為
例② 非公開又は公開前の予定価格を推測できる金額を示唆する（又は、ほのめかす）よう要求する行為

(4) 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為（第四号）

- 例① 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教えるよう要求する行為
例② 入札参加者数又はJVの組み合わせについて教えるよう要求する行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為（第五号）

- 例① 下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する働きかけを要求する行為
例② 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為
例③ 検査、評定等において事業者等に有利な結果とするよう要求する行為
例④ 秘密とされている情報や資料を特定の事業者等に対して漏洩するよう要求する行為

四国地方整備局コンプライアンス推進計画 (2019年度～2021年度)

平成31（2019）年2月5日
四国地方整備局コンプライアンス推進本部

四国地方整備局は、四国地方において広域的な視点に立ち、社会資本の整備・維持管理などを通じて地域の活性化を図り、災害に強い四国づくりを推進し、この地に暮らす人々の命と暮らしを守る重要な使命を担っている。その遂行に当たっては、職員一人ひとりが自覚と誇りを持って職務に当たることが肝要である。

私たち四国地方整備局の職員は、二度と高知県内における入札談合事案（以下「高知事案」という。）のような不祥事を起こすことなく、コンプライアンス推進の取組を継続し、法令を遵守し、我々に期待されている社会的要請に的確に対応し、その使命を果たしていく必要がある。

このため、平成24年（2012年）11月に「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」を初めて策定し、それ以降、各種取組を進めてきたところである。今回、変更を含め7回目となる「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」（2019年度～2021年度）においては、これまでの蓄積を踏まえ、中長期的な再発防止対策としての取組を継続しつつ、より広範囲なコンプライアンスに関する複数年にわたる、以下の取組を行う。なお、取組にあたっては、重点化、優先順位等に十分配慮するとともに、得られたノウハウは、組織全体として蓄積し、活用する。

I コンプライアンスの推進

1 コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部等

平成24年11月12日に設置した局長を本部長とする「四国地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）と、推進本部の決定で設置した「四国地方整備局コンプライアンス推進室」によるコンプライアンスの推進体制を継続し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図る。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会

平成24年度に推進本部と同時に設置した外部有識者で構成される「四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」において、推進計画等について意見を伺い、取組等の強化に反映させる。

(3) 事務所等の体制

事務所等のコンプライアンスの取組を強化するため、事務所長及び管理所長を「コ

ンプライアンス推進責任者」とし、推進責任者を補佐するため「コンプライアンス推進室」の体制を継続するとともに、現場により密着した形で指導を行うため、本局、事務所等に配置されたコンプライアンス指導者（以下「コンプライアンス指導者」という。）を通じ、コンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に行う。

2 幹部職員のコンプライアンスの徹底

コンプライアンスの推進には幹部職員がリーダーシップを発揮して進むべき方向を明確にし、率先垂範することにより、常に、組織風土を変えていくことが重要である。

このため、幹部職員のコンプライアンスの徹底について、以下の取組を進めます。

(1) 幹部職員は、就任の都度、コンプライアンス宣誓を提出

幹部職員は、就任の都度「コンプライアンス宣誓」を全て自筆で作成のうえ、各部・各事務所のコンプライアンス指導者に提出する。

コンプライアンス指導者は、提出された「コンプライアンス宣誓」を保管し、その写しを適正業務管理官まで送付する。

対象者 本 局：課長・室長・センター長以上の管理職

事務所：副所長以上

(2) 幹部職員は、人事評価（業績評価）において、コンプライアンス徹底についての自己の研鑽及び所属職員への指導を目標に掲げ実行

幹部職員は、4月期及び10月期の業績評価において、職務遂行における行動及び結果についてはコンプライアンスを徹底すること、及び部下職員についてもコンプライアンスの徹底について指導することを目標として掲げ、着実に実行する。

対象者 上記(1)と同じ

3 職員の意識改革の継続

職員一人ひとりにコンプライアンス意識をしっかりと根付かせ、高知事案を風化させず、また、適正な公文書管理等、常に社会的要請に対応させるための取組が必要である。

このため、講習会等を始めとした職員のコンプライアンス意識の啓発について、以下の取組を進める。

(1) コンプライアンスに関する講習会等の基本的方向

1) 違法性やペナルティについての認識の徹底

講習会等の内容については、不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基

に、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理法及び同規程、官製談合防止法、国家公務員法等の関係法令違反の違法性や、懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等のペナルティについての認識が高まるような内容を可能な限り取り入れる。

特に入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させる。

2) 職員が自分の身近な問題として捉え、効果が浸透するような手法の採用

研修等の手法については、一方的な講義方式ではなく、不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基にしながら、自分の身近な問題として職員同士が質問・意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を積極的に採用する。

3) コンプライアンス講習会等への参加状況を職員ごとに記録

各職員のコンプライアンスへの意識、取組状況を把握するため、コンプライアンス講習会、コンプライアンス・ミーティングへの参加状況を記録・保存する。

4) 研修講師等の拡充、能力の向上

コンプライアンス指導者が各部、各事務所等において講習会の講師を務める取組を引き続き進める。

このため、指導者を対象にした講習会や、ブロックワーキングでの勉強会を充実させ、指導者能力の向上を図る。

また、国土交通大学校主催のコンプライアンス指導者養成研修にコンプライアンス指導者等を積極的に参加させるとともに、当該研修の受講者が研修講師等を務めることにより、受講成果のフィードバックを図る。

(2) 上記を踏まえたコンプライアンスに関する講習会等の取組の体系

1) コンプライアンス・ミーティング

コンプライアンス・ミーティング（以下「ミーティング」という。）は、全職員が参加してグループ討議を行うものであり、最も効果的な職員の意識啓発手法であるとともに、意識を把握する重要な機会であるため、取組の中心的役割を担うものとして位置付ける。

ミーティングは、全員が参加できるよう複数回に分けて実施したり、他の所属のミーティングへ参加させる等の工夫により、出席率が100%となるよう努める。

また、職員一人ひとりの理解が深まるだけでなく、判断の難しい事案については上司やコンプライアンス指導者、関係部署等に相談していくことが定着す

るよう身近で具体的な事案に即した取組を行うとともに、ミーティング等で得られた職員意見や疑問点等を共有し、テーマとして再度確認を行うことにより、職員の参加意識や議論の質が高まるような取組を行う。

2) コンプライアンス講習会

コンプライアンスに関する認識の統一、知識の向上や、指導者能力の向上等を図るために、全職員が受講可能となるよう各種講習会を開催する。

- ① コンプライアンス指導者等を対象とした指導者養成講習（講師：外部のコンプライアンス有識者等）
- ② 管理職等を対象とした講習会（講師：適正業務管理官等）
- ③ 係長、係員等を対象とした講習会（講師：コンプライアンス指導者）

3) コンプライアンス研修

四国地方整備局が実施する研修において、昇任（採用）時の研修にコンプライアンスに関するカリキュラムを取り入れる。

それぞれの研修内容に即して、研修員が日常業務や組織対応の中で感じるコンプライアンス上の問題、疑問等、又は職場でのミーティングで出た疑問点等を持ち寄り、テーマとしてグループ討議等を行うとともに、討議結果を発表、記録するものとする。

4) ブロックワーキング

事務所等の自律的な取組の促進やコンプライアンス指導者としての自覚及び資質向上を図るための勉強会を、近隣事務所等によるブロックごとに、ブロックワーキングとして実施し、講習会やミーティングのテーマなどについて活発に議論し情報共有を図る。

5) イントラネットを活用した自主学習支援

職務上の都合で講習等に出席できない職員による利用及び職員のコンプライアンス意識の醸成を支援することを目的としたイントラネットの自主学習コーナーの充実を図るとともに、ミーティングでの主な意見やコンプライアンスの相談についてイントラネットに掲載し情報共有を図る。

(3) その他の意識啓発のための取組

1) 局長からの呼びかけ

局長は、コンプライアンスの推進、コンプライアンス等に関する問題の抱え込み防止と組織全体での対応等について、適宜全職員に対する呼びかけを行うものとする。

2) パソコン立ち上げ時のコンプライアンスマッセージの表示

職員のコンプライアンスの徹底を図るため、全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンスマッセージを日々変更し表示する。

3) 各職員がコンプライアンスの行動をチェック

各職員がコンプライアンスについての行動チェックを実施することにより、コンプライアンスの徹底を図る。

ミーティングの実施後等において、コンプライアンスの行動チェックを実施し、記名のうえ各所属長を通じてコンプライアンス指導者まで提出する。

4) コンプライアンス・ハンドブックの作成

職員のコンプライアンス意識の徹底及び日々の行動に役立つ資料として、ミーティングの成果等から作成する事例集やコンプライアンスに関する基本的な事項を網羅したハンドブックを作成し全職員に配布する。

4 発注者綱紀保持の徹底

事業者や事業者団体との対応については、四国地方整備局発注者綱紀保持規程（以下「規程」という。）の趣旨や綱紀保持の体制が十分に活かされるよう、組織としての対応の強化を図り、発注者綱紀保持を徹底するために、以下の取組を進める。

(1) 事業者等との対応ルールについて職員及び事業者等に徹底

職員に対し、規程第5条に規定する事業者等との応接方法に係るルールについて徹底するとともに、事業者等に対しても、趣旨、内容等について周知徹底し、理解を求めるものとする。

(2) 不当な働きかけに対する報告の徹底

職員に対し、規程第12条第1項に規定する事業者等への対応を徹底するとともに、特に同条第2項以下に規定する報告については、組織のトップである局長への速やかな報告を徹底し、組織として毅然とした対応を行う。

なお、発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある不当な働きかけについては、組織として必要な措置を講ずるとともに、隨時又は定期的に公表を行う。

また、四国地方整備局の職員間における情報漏洩要求行為等の規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けた職員は、規程第6条の規定により速やかに発注者綱紀保持担当者に報告を行う。

5 円滑なコンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組

コンプライアンス相談・報告窓口について、職員への周知に工夫を凝らし、窓口設置の趣旨が活かされる取組を進める。

また、心の悩みや、周りが見てこれはおかしいと気付く場合も含めてくみ取れるような、相談されやすい窓口となるよう配慮するとともに、各職場においてもコンプライアンスに関する問題を気軽に話し合える風通しのよい組織づくりに取り組む。

相談・報告があった場合には、相談・報告者の保護等を徹底した上で、「コンプライアンス相談・報告窓口の対応フロー」に基づき迅速かつ的確な対応を行う。

II 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

1 不正が発生しにくい制度への見直し

不正が発生しにくい入札契約制度への見直しのため策定した「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札手続きの見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号ほか）に基づき、以下の取組を継続するとともに、その評価を行う。

- ① 予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。
- ② 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。
- ③ 技術提案書における業者名のマスキングを徹底、入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るものとする。

2 情報管理の徹底

職員に対し、規程第3条の2、第3条の3及び第4条並びに発注者綱紀保持マニュアルの同条関係に規定する発注事務に関する情報管理の責任体制やルールについて徹底する。

機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

(1) 推進計画に基づく取組の実施状況報告

各部長及び各コンプライアンス推進責任者は、推進計画に基づく取組の実施状況を月ごとに取りまとめ、翌月の第2月曜日までに適正業務管理官まで報告し、適正業務管理官は、これを毎月開催される推進本部の定例会議において報

告するものとする。

また、本部規則第7条第3項の規定に基づき、推進本部長は毎月の定例会議にコンプライアンス推進責任者等を参画させ、事務所等の取組の実施状況報告及び取組に関する意見を受け、取組について検証・指導・改善を行うものとする。

なお、各事務所のコンプライアンス推進責任者等を年1回は必ず参画させるものとする。

(2) 推進計画に基づく取組の公表

本部規則第6条第3項の規定に基づく公表を、本局ホームページで行い、透明性の確保を図るものとする。

2 推進計画に基づく取組の実効性の定期的検証

(1) セルフチェックシートによる職員の法令等理解度の検証

コンプライアンス関係法令等に関するセルフチェックシートにより法令の理解度の検証を行う。

なお、理解度が低い事項については、講習会等で指導し理解度の向上を図る。

(2) アンケートによる職員のコンプライアンス意識等の把握・検証

コンプライアンス意識及び取組に関する職員アンケートを実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度、意識、行動等の実態を把握のうえ、推進計画に基づく取組の効果を検証するとともに、推進計画の作成や職員の指導に反映させる。

3 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど、透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

4 内部監査の強化・充実

一般監査において、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項に位置付け監察の強化を図る。

また、必要に応じ臨時的な監査等を実施する。

IV 取組等の周知

推進計画に基づく取組等の実効性を高めるため、地域の建設業者、地方公共団体、退職者等の関係方面に対して、対策、取組の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

周知の方法は以下のとおりとする。

- ① 本局ホームページに、有資格業者を対象としたコンプライアンス推進計画の取組及び発注者綱紀保持の取組についての協力依頼を掲載する。
- ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組への協力依頼文を同封する。
- ③ 各部長及びコンプライアンス推進責任者は、事業者団体との各種意見交換会等で、四国地方整備局コンプライアンス推進計画の取組及び発注者綱紀保持の取組等を周知する。
- ④ コンプライアンス推進計画及び発注者綱紀保持の取組について、事業者団体等へ周知する。

V 推進計画の定期的検証及び見直し

本推進計画に基づく取組を着実に進展させていくため、毎年度ごとに、推進本部において本計画の実施状況を定期的検証のうえ自己評価を行い、コンプライアンス・アドバイザリー委員会に報告し、改善に向けた提言を受けるとともに、計画期間内であっても柔軟に対応を行うものとする。

さらに、計画終了前に計画期間内の実施状況を踏まえ、実施項目・手法等について、抜本的に評価及び見直しを行うものとする。

四国地方整備局発注者綱紀保持規程

(平成18年4月18日国四整訓第4号)

最終改正:平成26年4月21日国四整訓第6号

(目的)

第1条 この訓令は、四国地方整備局における発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、「発注事務」とは、四国地方整備局における発注に係る仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、監督及び検査並びに契約履行中及び契約履行終了時の確認及び評価その他の事務をいう。

- 2 この訓令において、「発注担当職員」とは、発注事務を担当する職員をいう。
- 3 この訓令において、「事業者等」とは、事業者（事業を行う個人を含む。）及び国土交通省所管の事務・事業に関わる事業者団体をいう。
- 4 前項に規定する事業者等には、その役員、構成員、従業員、代理人その他これらに準ずる者を含むものとし、国土交通省の職員であった者（旧北海道開発庁、旧国土庁並びに旧運輸省及び旧建設省の職員であった者を含む。）にあっては、事業者等における役職の有無及び名称の如何を問わないものとする。
- 5 この訓令において、「不当な働きかけ」とは、職員に対して行われる事業者等又は四国地方整備局以外の国土交通省の職員若しくは他府省の職員等からの行為のうち、個別の契約に係る発注事務に関するものであって、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げるものをいう。
 - 一 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
 - 二 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
 - 三 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩要求行為
 - 四 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為
 - 五 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

(発注担当職員及び職員の責務)

第3条 発注担当職員は、四国地方整備局における発注の多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであることを自覚するとともに、発注事務に関しては、国民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。

- 2 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の発注事務に係る関係法令を遵守しなければならない。
- 3 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、常に公正な職務の執行と透明性の確保に留意するものとし、問合せ等について必要な情報を提供する等適切にこれを処理しなければならない。

4 職員は、発注担当職員に対して、前3項の規定に抵触することとなる働きかけを行ってはならない。

(情報管理総括責任者)

第3条の2 発注事務に関する情報の適切な管理を行うため、本局、事務所及び管理所ごとに情報管理総括責任者を置く。

2 情報管理総括責任者は、本局にあっては局長、事務所にあっては事務所長、管理所にあっては管理所長をもって充てる。

(情報の適切な管理)

第3条の3 情報管理総括責任者は、発注事務に関する情報の適切な取扱いを確保するための方法として第14条の発注者綱紀保持マニュアルで定める方法に従い、情報の種類ごとに情報管理責任者及び当該情報を業務上取り扱う者を指定し、発注事務に関する情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置を講ずるものとする。

2 発注担当職員は、発注事務の一部を他の者に委託する場合には、委託中における発注事務に関する情報の適切な管理、秘密の漏洩等の防止等のため、前項に規定する方法に関する規定に相当する契約条項を設ける等必要な措置を講じなければならない。

3 情報管理責任者は、発注事務に関する情報の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を情報管理総括責任者に報告しなければならない。

4 職員は、第1項に規定する方法による制限又は禁止に違反する行為をしてはならない。

(秘密の保持)

第4条 発注担当職員は、落札前における予定価格及び競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならず、当該発注に係る発注担当職員（当該秘密に係る情報管理総括責任者並びに情報管理責任者及び業務上取り扱う者として指定された者に限る。）でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 発注担当職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。次号において同じ。）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類すること（発注事務の必要上庁舎外の他の発注事務を担当する部署に送付する場合その他やむを得ない理由があるものとして、情報管理総括責任者の承諾を得た場合を除く。）

二 正当な理由なく、秘密に関する書類の全部又は一部を謄写し、又は複製すること

3 職員は、前二項の規定に違反する行為を教唆し、又は帮助してはならない。

(事業者等との応接方法)

第5条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行うものとし、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かぬ

いようにするものとする。この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するものとする。これによることができない場合は事前に所属長（応接しようとする者が所属長であるときは、その上司）の承諾を得るものとする。

(報告等)

第6条 職員は、発注事務に関し、この訓令の規定に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに、発注者綱紀保持担当者（第9条第1項に規定する発注者綱紀保持担当者をいう。以下同じ。）に書面により報告するものとする。

- 2 発注者綱紀保持担当者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を行った職員（以下「報告職員」という。）に対し、当該報告を受け取った旨を書面で通知するものとする。ただし、当該報告が、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によって行われたと認められる場合は、この限りでない。
- 3 発注者綱紀保持担当者は、前項ただし書に規定する場合を除き、第1項の規定により受けた報告を整理し、局長に報告するものとする。
- 4 局長は、前項の規定による報告について、四国地方整備局コンプライアンス推進本部に報告するものとする。
- 5 局長は、第3項の規定による報告について、事実を確認するため必要な調査を行うものとする。この場合において、局長は、報告職員の氏名等（当該報告職員を特定し得る情報をいう。以下同じ。）が明らかにならないよう配慮をするものとする。
- 6 局長は、前項の規定により調査を行った結果、当該調査結果を四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会に報告し、報告職員から報告のあった内容に関し、この訓令の規定に抵触する事実があると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果の概要及び措置の内容について公表するものとする。
- 7 局長は、前項に規定する調査の結果の概要及び措置の内容を、発注者綱紀保持担当者に通知するものとする。
- 8 発注者綱紀保持担当者は、前項の規定により通知を受けたときは、同項の調査の結果の概要を報告職員に書面で通知するものとする。

(外部窓口を経由した報告)

第7条 職員は、前条第1項に規定する報告は、発注者綱紀保持担当弁護士（第11条に規定する弁護士をいう。以下同じ。）を経由して行うことができる。

- 2 前項の規定による報告は、報告書により行うものとする。
- 3 第1項の規定により、前項に規定する報告書が発注者綱紀保持担当弁護士に提出されたときは、その報告書については、発注者綱紀保持担当弁護士によって、職員の所属及び氏名その他の事項が記載されていること並びにその提出者が四国地方整備局の職員であるとの確認が行われ、かつ、報告職員の氏名等が明らかにならないよう必要な措置が講じられた上で、発注者綱紀保持担当者に回付されるものとする。ただし、報告職員がその氏名等を発注者綱紀保持担当者に報告されないことを希望しないときは、報告職員の氏名等が明らかにならないようにするための措置は、講じることを要しない。
- 4 第1項の規定により行われた報告については、前条第2項及び第8項の規定に

よる報告職員への通知は、発注者綱紀保持担当弁護士を経由して行うものとする。

5 局長及び報告職員は、第1項の規定により行われた報告については、前条第5項の規定により局長が行う調査の過程において相互に連絡等の必要が生じたときは、発注者綱紀保持担当弁護士に対し、相互の連絡等について依頼を行うものとする。

(報告を行う職員の責務)

第8条 職員は、第6条第1項の規定による報告（前条第1項の規定により発注者綱紀保持担当弁護士を経由して行う報告を含む。次項及び第10条第1項において同じ。）をするに当たっては、客観的な事実に基づき誠実にこれを行うように努めなければならない。

2 職員は、第6条第1項の規定による報告をするに当たっては、故意に虚偽の報告をするなど他人に損害を加える目的その他の不正の目的でこれをしてはならない。

3 職員が前項の規定に違反した場合においては、第10条の規定は適用しない。

(発注者綱紀保持担当者)

第9条 発注者綱紀保持を図るため、本局に発注者綱紀保持担当者を置く。

2 発注者綱紀保持担当者は四国地方整備局適正業務管理官をもって充てる。

(報告を行った職員の保護)

第10条 四国地方整備局及び職員は、正当に第6条第1項の規定による報告を行った職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

2 四国地方整備局及び職員は、第7条第1項の規定により発注者綱紀保持担当弁護士を経由して正当な報告を行った職員が、その氏名等が明らかになることを望まないときは、その氏名等を調査してはならない。

(発注者綱紀保持担当弁護士)

第11条 局長は、職員が、発注者綱紀保持担当者その他の職員に自らの氏名等が明らかにされることなく第6条第1項の規定による報告をすることができるよう、職員以外の弁護士に、次に掲げる業務を委嘱するものとする。

一 第7条第1項に規定にする報告を受け付け、これを発注者綱紀保持担当者に回付すること

二 第7条第3項に規定する確認、報告職員の氏名等が明らかにならないようにするための措置及び発注者綱紀保持担当者への報告書の回付を行うこと。ただし、報告職員がその氏名等を発注者綱紀保持担当者に報告されないことを希望しないときは、当該報告職員の氏名等が明らかにならないようにするための措置を除く。

三 第7条第4項に規定にする報告職員への通知を、報告職員に回付すること

四 第7条第5項に規定する局長と報告職員との間の必要な連絡等を行うこと

(不当な働きかけに対する対応)

第12条 職員は、事業者等又は四国地方整備局以外の国土交通省の職員若しくは他府省の職員等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、

その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めるものとする。

- 2 職員は、事業者等又は四国地方整備局以外の国土交通省の職員若しくは他府省の職員等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、記録簿を作成し、速やかに、所属長等（本局にあっては課長又は室長を、事務所にあっては担当副所長又は課長をいう。）を経由し、所属部長等（事務所にあっては事務所長、管理所にあっては管理所長をいう。以下同じ。）に報告するとともに、発注者綱紀保持担当者に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた発注者綱紀保持担当者は、速やかに、その旨を四国地方整備局コンプライアンス推進室（コンプライアンスの効果的かつ効率的な推進を図る組織として四国地方整備局コンプライアンス推進本部が定めるものをいう。）の長（以下「コンプライアンス推進室長」という。）及び局長に報告しなければならない。
- 4 第2項の報告を受けた所属部長等及び前項の報告を受けたコンプライアンス推進室長は、当該職員その他の関係者から事情を聴取して、不当な働きかけに該当するかどうかの判断及びとるべき必要な措置に関し、局長に意見を述べるものとする。
- 5 局長は、職員が不当な働きかけを受けたと認めるときは、発注事務の適正な執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 局長は、第3項の規定による報告について、四国地方整備局コンプライアンス推進本部及び四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会（以下「推進本部等」という。）に報告するとともに、報告された事項のうち、不当な働きかけを受けたと認めるものについて、その件名、内容及び対応状況を隨時又は定期的に公表するものとする。
- 7 前5項の規定は、職員が、他の職員が事業者等又は四国地方整備局以外の国土交通省の職員若しくは他府省の職員等から不当な働きかけと思料される行為を受けたことを知ったときに準用する。

（執務環境の整備等）

第13条 局長は、四国地方整備局における発注に係る仕様書及び設計書の作成を担当する課又は室（第2号において「担当課室」という。）の執務室（第1号において単に「執務室」という。）について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

- 一 掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること。
- 二 担当課室の発注担当職員が事業者等と応接するための受付カウンター等オープンな場所を確保すること。

（発注者綱紀保持マニュアルの作成）

第14条 局長は、職員に対し、発注事務の的確な遂行に関する理解を深め、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、発注者綱紀保持マニュアル（次項及び第3項において「マニュアル」という。）を作成する。

- 2 マニュアルにおいては、この訓令の運用の方法、具体的な事例等を定める。
- 3 局長は、マニュアルを作成し、又はこれを改正しようとするときは、あらかじめ、推進本部等の意見を聴かなければならない。

(研修、講習等)

第15条 局長は、職員に対し、発注事務の的確な遂行に関する理解を深め、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修、講習等を行う。

2 局長は、前項に規定する研修又は講習の方針を定めるに当たっては、あらかじめ、推進本部等の意見を聴かなければならない。

(発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知)

第16条 局長は、発注事務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、発注者綱紀保持対策を有資格業者に周知するものとする。

2 局長は、前項の規定による周知の方策について、あらかじめ、推進本部等の意見を聴かなければならない。

(訓令の改正)

第17条 この訓令を改正しようとするときは、あらかじめ、推進本部等の意見を聴かなければならない。ただし、改正の内容が軽微な場合は、推進本部等に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月18日から施行する。

附 則（平成19年3月22日国四整訓第20号）

この訓令は、平成19年3月22日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日国四整訓第3号）

この訓令は、平成19年8月31日から施行する。

附 則（平成21年1月14日国四整訓第10号）

この訓令は、平成21年1月14日から施行する。

附 則（平成21年3月31日国四整訓第11号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月12日国四整訓第12号）

この訓令は、平成24年11月12日から施行する。

附 則（平成25年4月26日国四整訓第3号）

この訓令は、平成25年4月26日から施行する。

附 則（平成26年4月21日国四整訓第6号）

この訓令は、平成26年4月21日から施行する。